

『チャンドラ文法』の研究

——仏教とパーニニ文法学との関係を中心にして——

矢崎 長潤

令和元（2019）年 9 月

論文の要約

本研究の目的は、仏教教理およびパーニニ文法学との関係性に注目して、『チャンドラ文法』（Cāndravyākaraṇa）の特徴を解明することである。紀元前 5、6 世紀頃の文法学者パーニニ（Pāṇini）は、教養人たち（śiṣṭa）の話言葉（bhāṣā）を分析対象として、古い言語形態であるヴェーダ語（chandas）や方言などを考慮しながら、古典サンスクリット語に関する文典『八学課の集成』（Aṣṭādhyāyī）を著した。パーニニ文法学は、サンスクリット語を使用する者たちにとっての共通の学問であった。しかし、文法学はパーニニ文法学だけに限定されるものではない。パーニニ文法学の権威が受け入れられた正統バラモン教以外にも、聖典や論書がサンスクリット語で編纂される以上、文法学は重要な学課であった。仏教徒やジャイナ教徒は、パーニニ文法学の影響を強く受けつつ、独自に新しい文法体系を構築していった。パーニニの確立した文法体系に属さない、いわゆる非パーニニ文法学と呼ばれる文法体系の一つに、チャンドラゴーミン（Candragomin, 5 世紀頃）によって確立されたチャンドラ文法がある。これは仏教徒によるサンスクリット文法学の学習に資したのみならず、パーニニ文法学派のバルトリハリ（Bhartṛhari, 450–510 年頃）がこの文法体系について言及するように、パーニニ文法学派にとっても無視できないものであった。この文法体系の基礎文献『チャンドラ文法』は、チャンドラゴーミンによる規則（Cāndrasūtra）とダルマダーサ（Dharmadāsa, 5、6 世紀頃）による注釈（Cāndravṛtti）とによって構成される。

本研究は、第 I 部の「研究篇」と第 II 部の「翻訳・分析篇」とから構成される。第 I 部「研究篇」は、第 1 章「序論」、第 2 章「Cāndravyākaraṇa と仏教教理」、第 3 章「チャンドラゴーミンによる規則改変の背景」、第 4 章「仏教徒とサンスクリット文法学」、および第 5 章「結論」の全 5 章からなる。

第 1 章第 2 節「インドの伝統文法学」は、サンスクリット伝統文法学の歴史とそれに大きく貢献した三人、すなわちパーニニ、カーティヤーヤナ（Kātyāyana, 前 3 世紀頃）、パタンジャリ（Patañjali, 前 2 世紀頃）について言及した。さらに非パーニニ文法学に分類される 10 の主要な文法体系について成立年代順に従って概説した。

第 3 節「Cāndravyākaraṇa について」は、『チャンドラ文法』の基本情報、すなわち著述目的、

著者情報、内容構成などを概括した。また、本文典はカーティヤーヤナとパタンジャリの影響を強く受けていることが指摘される。本節は先行研究に従い、この点を具体的に確認した。

第4節「Cāndravyākaraṇa 研究のための諸資料」は、近年の研究成果を踏まえたうえで、『チャンドラ文法』研究のための諸資料を、基本文献、補助文献、注釈文献などに分類して総括した。

第5節「先行研究」は、『チャンドラ文法』に関する先行研究を、チャンドラゴーミンの活動年代、注釈文献（Cāndravṛtti）の著者問題、『チャンドラ文法』と『カーシカー注』（Kāśikāvṛtti, 7世紀頃、『八学課の集成』全体に対する最古の注釈書）との関係、著者の活動地域、劇作家・詩人・論理学者・唯識学者のチャンドラゴーミン、としてトピック別に整理し、また、注目すべき研究を個別に取り上げた。

第6節「研究課題と研究方法」は、以下の四つの検討課題を提示した。①翻訳・分析研究の充実、②『チャンドラ文法』と仏教教理、③『チャンドラ文法』の独自性、④仏教徒とサンスクリット文法学、である。課題①は、『チャンドラ文法』に対する基礎研究の充実を目的する。課題②は、『チャンドラ文法』には何らかの仏教的な特徴が存するという想定のもとに行われてきた従来の研究を再検討する。課題③は、『チャンドラ文法』の独自性を検討するものであり、チャンドラゴーミンによる規則改変の背景を検証する。課題④は、『チャンドラ文法』の観点から、仏教徒によるサンスクリット文法学の学習の一様相について検討する。

第2章「Cāndravyākaraṇa と仏教教理」は、前章にて提起した課題②に対するものである。まず、第2章第1節「問題の所在」にて検討すべき問題を明確にしたうえで、第2章第2節「チャンドラキールティの pratītya 理解」にて、M. Salvini 氏の見解を検証した。Salvini 氏は、チベットの伝記に基づき、『チャンドラ文法』と中観派のチャンドラキールティ（Candrakīrti, 650年頃）との関係に注目し、『チャンドラ文法』が仏教教理に関連する独自の文法事項を規定していると論じた。本節は Salvini 氏の解釈の是非を検討し、また、チャンドラキールティによる語義解釈の文法的根拠を再検討した。第2章第3節「仏教文法」としての Cāndravyākaraṇa は、この文法書には「仏教的な特徴があるのか」という点を検証した。これを解明するために、『チャンドラ文法』が当時の仏教徒における言語使用の実態、すなわち仏教文献を考慮して構築されたのかを検討した。

第3章「チャンドラゴーミンによる規則改変の背景」は、課題③に対するものであり、『チャンドラ文法』の独自性を検討した。『チャンドラ文法』はカーティヤーヤナとパタンジャリの影響を強く受けている。本章は、チャンドラゴーミンの規則改変がパタンジャリの『大注釈書』（Mahābhāṣya）の中で教示された解釈手段、すなわち解釈規則（paribhāṣā）に基づくことを論じた。

第4章「仏教徒とサンスクリット文法学」は、課題④に相当し、仏教徒によるサンスクリット文法学の学習の一様相について検討した。『チャンドラ文法』は仏教徒によるサンスクリット文法学の学習に貢献した。しかし、このことは反対に、仏教徒がもっぱら『チャンドラ文法』に基づいて文法学を学んだということの意味しない。本章は先行研究が留意していない点として次のことを論じた。パーニニ文法学派に属するジャヤーディトヤ（Jayāditya, 7世紀頃）とジネンドラブッディ（Jinendrabuddhi, 8世紀頃）は、チャンドラゴーミンを批判した。このことは、すでに7世紀頃には、パーニニ文法を信奉する仏教徒の中で『チャンドラ文法』が周知のものとなり、相応の評価を得ていたことを示唆する。仏教徒はパーニニ文法とチャンドラ文法とを支持する立場に分か

れるも相互の文法知識を有していた

第II部「翻訳・分析研究」は、課題①に対するものであり、『チャンドラ文法』の第1巻(adhyāya)第3章(pāda)の訳注研究である。この研究は『チャンドラ文法』の内容を解明するのみならず、チャンドラ文法とパーニニ文法との関係性について解明するものである。本研究は『チャンドラ文法』と『八学課の集成』の規則との対応関係を先行研究に基づき再検証しつつ、ジャヤーディトヤとヴァーマナ(Vāmana, 共に7世紀頃)著の『カーシカー注』、ジネーンドラブッディ著の注釈書『カーシカー注に対する注釈』(KāśikāvivarāṇapañjikāあるいはNyāsa)、およびハラダッタ(Haradatta, 10世紀頃)著の『パダマンジャリー』(Padamañjarī)を参照しながら、『チャンドラ文法』の規則内容を解明した。また、チャンドラゴーミンが『八学課の集成』に対して改変を施した意図やその背景を、パタンジャリの『大注釈書』をもとに明らかにした。本研究は以下の点を結論づけた。

1. 『チャンドラ文法』は、先行研究が想定したような仏教教理に直接関連する文法事項を有しておらず、また、当時の仏教文献にみられる文法的議論を勘案して構築されたものではない。
2. 『チャンドラ文法』は、一般的にパーニニ文法学派の正統な伝統に属さず、非パーニニ文法学の体系の一つとして数えられてきた。しかし、この文法体系はパーニニ文法学と全く無関係のものではない。バルトリハリが、チャンドラゴーミンを『大注釈書』の中で教示された解釈手段の根拠に従う者とみなすように、『チャンドラ文法』はパーニニ文法学の伝統の中で教示された解釈方法に基づいて構築されている。
3. 後世のパーニニ文法学者ジャヤーディトヤやジネーンドラブッディは、『チャンドラ文法』を批判対象として取り上げた。このことは、すでに7世紀頃には、パーニニ文法学者の中で『チャンドラ文法』が周知のものとなり、また、相応の評価を得ていたことを示す。
4. 仏教徒はパーニニ文法とチャンドラ文法とを支持する立場に分かれるも、相互の文法知識を有していた。彼らはパーニニ文法とチャンドラ文法とを並行して学ぶ環境を整えていた。また、チャンドラ文法を支持する仏教徒にとっても、パーニニ文法学を学習する重要性は全く失われていなかった。